

## 北海道立総合博物館協議会 会長・副会長の選任について

(趣 旨)

本協議会の第6期となる委員の任命に伴い、北海道立総合博物館条例第24条の規定に基づき、会長及び副会長を選任する。

### 北海道立総合博物館条例

#### 第24条

- 1 協議会に会長、副会長を置く。
- 2 会長、副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。